



みなと

障害者福祉特集

障害のある人がよりよい日常生活を送れるよう
さまざまな福祉サービスを行っています。

平成15年(2003年) **6.11** ☎3578-2111(代) FAX 3578-2034(区民広報課) <http://www.city.minato.tokyo.jp>

支援費制度

今年4月から障害者サービスの一部が、行政がサービスの内容や提供する事業者を決める「措置制度」から、障害のある人が利用したいサービスを自ら選択し、事業者と対等な立場で契約を結びサービスを利用する「支援費制度」に変わりました。「支援費制度」で利用できるサービスは次のとおりです。
利用を希望する人は、申請手続き等が必要です。事前に「障害者福祉課障害者支援係」に相談してください。

1 支援費制度の利用のしくみ

相談・支給申請
サービスの利用を希望する人は、障害者福祉課に相談して、支援費支給申請の手続きをします。
調査・支給決定
区の職員が、利用者の障害程度や他のサービスの利用状況、介護者の状況などを調査し、サービスの支給内容を決定して「受給者証」を交付します。

契約・サービスの利用

利用者は、都道府県の指定を受けた施設や事業所(「指定事業者」といいます。)の中からサービスを受けたい「指定事業者」を選んで、契約を結んでサービスを利用します。

支援費の支払い

利用者はサービスを利用したら、利用者本人や扶養義務者の負担能力に応じた「利用者負担額」を指定事業者に支払います。サービスを利用するためにかけた費用から「利用者負担額」を除いた額を区が利用者に代わって「指定事業者」に支払い、指定事業者はこれを「支援費」として代理受領します。

2 支援費制度の対象となるサービス

1 居宅サービス (対象となる)

人は、身体障害のある人・知的障害のある人・18歳未満の障害のある児童)

居宅介護

ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護や家事・外出時の介助など日常生活の支援を受けるサービスです。

デイサービス

デイサービスセンター(事業所)に通って、機能訓練や創作的活動、入浴介助等を受けるサービスです。

短期入所

介護者が疾病等で介護できない状況のときに、一時的に施設等に入所し、生活に必要な援助を受けるサービスです。

グループホーム

知的障害のある人が地域で共同生活を営み、介助員から、日常生活(食事・金銭管理等)の援助を受けるサービスです。

2 施設サービス

(対象となる人は、身体障害のある人・知的障害のある人)

障害のある児童の施設サービスは、これまでどおり「措置制度」で行われます。

更生施設

身体または知的障害のある人が、施設に入所または通所して障害の程度に応じて自立した生活を送るために指導・訓練等を受ける施設です。

療養施設

常時介護が必要な身体障害のある人が、治療や日常生活に必要な援助を受ける施設です。

授産施設

身体または知的障害のある人が、施設に入所または通所して職業の提供や訓練等を受ける施設です。

通勤寮

企業等に就労している知的障害のある人が、自立をめざして日常生活に必要な援助を受けながら生活する施設です。

国立コロニー

重度の知的障害のある人が施設に入所して、日常生活に必要な援助を受ける国立の施設です(群馬県に1か所、定員550人だが入所は困難)。

問い合わせ

障害者福祉課障害者支援係
☎内線2670~4

身体障害のある人	知的障害のある人	障害のある児童(18歳未満)
居宅介護 ・身体介護(ヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ヘルプ) ・ガイドヘルプ(ガイドヘルプ) ・日常生活支援(全身性障害者に対する身体介護や見守りなど) ・デイサービス 短期入所	居宅介護 ・身体介護(ヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ヘルプ) ・ガイドヘルプ(ガイドヘルプ) ・デイサービス 短期入所 グループホーム(地域生活援助)	居宅介護 ・身体介護(ヘルプ) ・家事援助(ヘルプ) ・移動介護(ヘルプ) ・ガイドヘルプ(ガイドヘルプ) ・デイサービス 短期入所
更生施設 療養施設 授産施設	更生施設 授産施設 通勤寮 国立コロニー	

手帳の交付

※ 障害のある人が、各種のサービスを受けるために必要な手帳として、3種類の手帳があります。

制度	内容	対象	担当課
身体障害者手帳 (1~6級)	身体障害者(児)が、身体障害者福祉法に定める障害に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満の場合は保護者)の申請に基づいて交付します。各種サービスを受けるための前提になります。	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害、肢体不自由(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)内部(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫)機能に障害がある人 指定医による所定の診断書が必要です。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670~4 FAX3578-2678
愛の手帳 (1~4度)	知的障害者(児)が、各種の援護を受けるために必要な手帳として、都が独自に設けた制度で、本人または保護者の申請に基づいて交付します。なお、国の制度として療育手帳があります。	東京都心身障害者福祉センターまたは東京都児童相談センターから知的障害と判定された人	手帳再交付などについて 障害者福祉課知的障害者担当 ☎内線2677 FAX3578-2678 18歳以上の人の判定予約 東京都心身障害者福祉センター ☎3203-6141 FAX3203-6185 18歳未満の人の判定予約 東京都児童相談センター ☎3208-1121 FAX3208-1184
精神障害者保健福祉手帳 (1~3級)	精神障害のある人が、さまざまな支援を受け、自立して生活し社会参加するための手助けとなります。	精神障害のため、日常生活や社会生活に支障があり、申請する人入院・在宅による区別や、年齢制限はありません。 有効期間は、原則として2年間です。 所定の診断書が必要です。	保健予防課予防係 (保健サービスセンター) ☎3455-4770 FAX3798-4619

区内施設案内

港区役所

〒105 8511 港区芝公園1-5

☎3578 2111(代表)

交通 駐車場あり

JR浜松町駅北口 徒歩10分

浅草線・大江戸線大門駅A6出口 徒歩5分

三田線御成門駅A2出口 徒歩5分

都バス大門(都06・浜95) 徒歩5分

障害者保健福祉センター(ヒューマンぷらざ)

〒105 0014 港区芝1-8-23

交通 駐車場あり

JR浜松町駅南口 徒歩10分

浅草線・大江戸線大門駅A1出口 徒歩7分

三田線芝公園駅A1出口 徒歩10分

都バス金杉橋(都06) 徒歩3分

みなと保健所(保健サービスセンター)

〒108 0073 港区三田1-4-10

交通 駐車場あり

大江戸線赤羽橋駅赤羽橋口 徒歩5分

三田線芝公園駅A2出口 徒歩10分

南北線麻布十番駅3番出口 徒歩10分

都バス中ノ橋(都06・反96・橋86) 徒歩2分

「心身障害者のためのサービス一覧」をご利用ください

今回紹介するサービスは一部です。詳しくは、障害者福祉課区役所2階で配付している「心身障害者のためのサービス一覧」をご覧ください。

障害者サービス一覧 (支援費制度のサービスを除く主なもの)

福祉手当等

障害がある人等の福祉の増進を図るため、各種の手当を支給しています。各種手当に該当すると思われる人は、早めに申請してください。

手当名	支給対象	手当額	受給できない人	支給月	担当課
心身障害者福祉手当 (区の制度)	・身障手帳1・2級の人 ・愛の手帳1～3度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・表1の難病で特殊疾病医療費助成の受給者	月 15,500円	・65歳以上の新規の申請者 ・高齢者福祉手当、児童育成(障害)手当を受給している人 ・身体障害者更生施設等に入所している人 ・所得が一定以上の人	4月(12,1,2,3月分) 8月(4,5,6,7月分) 12月(8,9,10,11月分) 本人の口座に振り込みます。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670-4 FAX3578-2678
	・身障手帳3級の人 ・愛の手帳4度の人	月 7,750円			
障害児福祉手当 (国の制度)	20歳未満で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ・身障手帳1・2級程度 ・愛の手帳1・2度程度 ・常時介護を必要とする疾病・精神障害の人	月 14,480円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・障害を事由とする公的年金を受給している人 ・聴覚障害の場合、補聴器の使用効果のある人、運転免許の適性試験に合格している人 ・所得が一定以上の人	2月(11,12,1月分) 5月(2,3,4月分) 8月(5,6,7月分) 11月(8,9,10月分) 本人の口座に振り込みます。	
特別障害者手当 (国の制度)	20歳以上で、精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする人 ・おおむね身障手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度で重複障害の人。重い精神障害の人。	月 26,620円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・病院・診療所に3か月以上入院している人 ・所得が一定以上の人		
重度心身障害者手当 (都の制度)	・重度の知的障害であって、日常生活に常時複雑な配慮を必要とし、著しい精神症状がある人 ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複してある人 ・重度の肢体不自由であって、両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害がある人	月 60,000円	・身体障害者更生施設等に入所している人 ・病院・診療所に3か月以上入院している人 ・65歳以上の新規申請の人 ・所得が一定以上の人	毎月、本人の口座に振り込みます。 代行者の預金口座に振り込みが可能な場合もあります。	
児童育成手当 (障害手当) 児童に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身障手帳 1・2級程度 ・愛の手帳 1～3度程度 ・脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	月 15,500円	・所得が制限額を超えているとき ・児童が施設に入所しているとき ・当該児童が心身障害者福祉手当を受給しているとき	2月(10,11,12,1月分) 6月(2,3,4,5月分) 10月(6,7,8,9月分) 本人の口座に振り込みます。	
児童育成手当 (育成手当) 父または母に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童を養育している人 ・身障手帳 1・2級程度 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	月 13,500円	・所得が制限額を超えているとき ・児童が施設に入所しているとき		
特別児童扶養手当 児童に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している人 ・身障手帳 1・2級程度 ・愛の手帳 1・2度程度	月 51,100円	・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・児童が公的年金を受けることができるとき ・児童が施設に入所しているとき	4月(12,1,2,3月分) 8月(4,5,6,7月分) 12月(8,9,10,11月分) 本人の口座に振り込みます。	
	・身障手帳 3級(4級の一部)程度 ・愛の手帳 3度程度	月 34,030円			
	・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度)	程度により変わります。			
児童扶養手当 父に障害があるとき 【今後制度改正の予定があります】	父が重度の身体および精神障害(例/身障手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度)の状態にある児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日まで。ただし身障手帳1～3級・愛の手帳1～3度程度の児童は、20歳未満)を扶養している母または養育している人	所得により変わります 月42,370円～10,000円	・本人または扶養義務者の所得が制限額を超えているとき ・児童または請求者が公的年金を受けることができるとき ・児童が施設に入所しているとき		

表1

(1) スモン	(14) 高安病	(27) アミロイドーシス	(40) 広範脊柱管狭窄症	(53) プリオン病	(66) 特発性慢性肺血栓塞栓症
(2) ベーチェット病	(15) 悪性関節リウマチ	(28) 後縦じん帯骨化症	(41) 特発性好酸球増多症候群	(54) 網膜色素変性症	(67) ライソーム病(ファブリー病を含む)
(3) 重症筋無力症	(16) 悪性高血圧	(29) ハンチントン病	(42) 原発性胆汁性肝硬変	(55) 遺伝性QT延長症候群	(68) 副腎白質ジストロフィー
(4) 全身性エリテマトーデス	(17) モヤモヤ病(ウィルス動脈硬化)	(30) ウェゲナー肉芽腫症	(43) 強直性脊椎炎	(56) 原発性肺高血圧症	(69) 脊髄性筋萎縮症
(5) 多発性硬化症	(18) 脊髄小脳変性症	(31) 特発性拡張型心筋症	(44) 重症急性膵炎	(57) 先天性ミオパチー	(70) アレルギー性肉芽腫性血管炎
(6) 再生不良性貧血	(19) 先天性血液凝固因子欠乏症	(32) 母斑症	(45) 進行性核上性麻痺	(58) 神経線維腫症	(71) 原発性硬化性胆管炎
(7) 筋萎縮性側索硬化症	(20) 人工透析を必要とする腎不全	(33) シェーグレン症候群	(46) 特発性大腿骨頭壊死症	(59) 網膜脈絡膜萎縮症	(72) 肝内結石症
(8) サルコイドーシス	(21) 結節性動脈周囲炎	(34) シャイ・ドレーガー症候群	(47) びまん性汎細気管支炎	(60) 進行性筋ジストロフィー	(73) 自己免疫性肝炎
(9) 特発性血小板減少性紫斑病	(22) 天疱瘡	(35) 多発性嚢胞腎	(48) 混合性結合組織病	(61) ウィルソン病	
(10) 汎発性強皮症	(23) 潰瘍性大腸炎	(36) 表皮水疱症	(49) ミトコンドリア脳筋症	(62) 慢性炎症性脱髄性多発神経炎	
(11) 皮膚筋炎・多発性筋炎	(24) ビュルガー病	(37) 特発性門脈圧亢進症	(50) 原発性免疫不全症候群	(63) 骨髄線維症	
(12) パーキンソン病	(25) クロウン病	(38) 膿疱性乾癬	(51) 遺伝性本態性ニューロパチー	(64) 垂急性硬化性全脳炎	
(13) 劇症肝炎	(26) ネフローゼ症候群	(39) ミオトニー症候群	(52) 特発性間質性肺炎	(65) バッド・キアリ症候群	

医療費助成

制度	対象	助成方法	担当課
障心身障害者医療費助成	次の要件をすべて満たす人 ・65歳未満で身障手帳1・2級(内部障害は1～3級)の人 ・65歳未満で愛の手帳1・2度の人 ・前年の本人(20歳以下の人は世帯主)所得が都の定める基準以下の人 次の人は対象になりません。 ・生活保護を受けている人 ・健康保険の自己負担のない施設に入所している人	心身障害者医療費助成制度を取り扱う医療機関で診療を受けるときは「保険証」と「障受給者証」を一緒に提示して、自己負担分を支払います。なお、健康保険のきかないものは助成の対象になりません。詳しくは、お問い合わせください。	国保年金課 高齢者医療係 ☎内線2655-7 FAX3578-2669
難病医療費助成	区民で(外国人登録者も含む)、医療費助成対象の疾病(主に表1のとおりです。詳しくは、お問い合わせください)にかかっている人 健康保険未加入者および生活保護受給者は除きます。	認定された疾病の医療費・調剤費・訪問看護費のうち、各種健康保険の自己負担分から患者一部負担額を除いた額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	
B型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成	都内に引き続き1年以上住所があり、B型またはC型ウイルス肝炎の治療を主な目的として入院を予定している人または入院している人 高齢者医療を受けている人(健康保険の高齢受給者、老受給者、福受給者)のうち一部負担割合が1割で限度額認定証を受けていない人は対象となりません。	B型またはC型ウイルス肝炎の入院治療にかかる保険診療の患者負担額を助成します。ただし、次の額は患者一部負担です。 月額40,200円まで 入院時食事療養費標準負担額 住民税非課税の人はのみ自己負担	保健予防課予防係 (保健サービスセンター) ☎3455-4770 FAX3798-4619
小児慢性疾患医療費助成	18歳未満の区民で(外国人登録者も含みます)医療費助成対象の疾病にかかっている人 健康保険未加入者および生活保護受給者は除きます。	認定された疾病の各種健康保険の自己負担額が助成されます。ただし、認定疾病以外の医療費(けがの治療費)や健康保険が適用されない自己負担額(差額ベッド代等)は助成対象になりません。	
精神障害者通院医療費公費負担	精神疾患にかかり、通院している人 年齢制限はありません。	精神障害および精神障害に付随する軽易な疾病で、入院しないで行われる通院医療費を助成します。原則として、医療費の5%は自己負担となります。 小児精神障害者については、入院医療費を助成しています。	
ひとり親家庭等の医療費助成制度 父または母に障害があるとき	障害の程度が次のいずれかに該当する父または母で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童(身障手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の児童は20歳未満)を養育している人とその児童の医療費の自己負担分を助成します。 ・身障手帳1・2級程度 ・重度の精神障害(所定の診断書により認められる程度) ただし次の場合は除きます。 ・国民健康保険または社会保険等に未加入のとき ・児童が施設に入所しているとき ・本人または扶養義務者の所得が限度額を超えているとき ・生活保護を受けているとき ・東京都心身障害者医療費助成を受けることができるとき	健康保険による診療を受けたとき、支払うことになっている医療費の自己負担分を助成します。 住民税課税世帯は一部負担金があります。 入院時食事療養費は、全世帯、助成対象外です。	子育て推進課 給付係 ☎内線2430-3 FAX3578-2439

「身障手帳」とは身体障害者手帳の略です。

介護・派遣

事業	内容	対象	負担金等	担当課
精神障害者 ホームヘルパーの派遣	ホームヘルパーが家事や介護を行い、地域での自立した生活を送ることができるよう支援します。(午前7時～午後7時の間の2時間程度で、週2日程度)	・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ・精神障害による年金を受給している人	生計中心者の前年所得に応じて自己負担があります。	保健予防課 精神保健福祉担当 ☎3455 - 4702 FAX3798 - 4619
重度脳性まひ者 介護人派遣	重度脳性まひがある人に、1日を単位として毎月12回まで対象者本人の推薦による介護人を派遣します。	20歳以上の重度脳性まひで身障手帳1級の人		障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
入浴サービス	[巡回入浴サービス] 巡回入浴車で家庭を訪問して入浴介助を行います(月4回、6～9月は月8回)。	・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1・2度の人 原則として、巡回入浴サービスは、介護保険の対象となる人は除きます。		障害保健福祉センター 事業係 ☎5439 - 2511 FAX5439 - 2514
	[家族浴室貸し出しサービス] センター内の家族浴室を、貸し出し、家族等の介助により入浴することができます(火・金曜の午前10時～午後5時、月・水・木曜の午後2時～5時)。	・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1・2度の人 ・家族等の介助により入浴できる人		
緊急一時保護・ ショートステイ	[緊急一時保護] 常時介護が必要な障害者の介護者が、病气、冠婚葬祭、その他一時的な理由で介護ができない場合、区内施設へ短期入所ができます(日帰りまたは月6泊7日まで)。 [ショートステイ(レスパイト保護)] 介護者が休暇をとる際に、区内施設等へ短期入所ができます(年24日まで)。	・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1～4度の人 ・脳性まひ・進行性筋萎縮症の人 ・18歳以上で、身障手帳を持っているひとり暮らしの人 原則として介護保険の対象となる人は除きます。 常時、医療的ケアが必要な人は除きます。	食事代 1日あたり 1,500円程度	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 知的障害者担当 ☎内線2677 FAX3578 - 2678

日常生活の援助・各種給付等

事業	内容	対象	負担金等	担当課
理美容 (出張)サービス	理容師・美容師が自宅まで出張し、理容(カット・シェービング)美容(カット・ソフトメイク)を行います。	・重度心身障害者手当を受給している人 ・身障手帳 下肢・体幹機能障害1級の人 ・愛の手帳 1度の人	1回 2,000円 利用券を年4枚交付します。	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
寝具乾燥等消毒	ご自宅に寝具乾燥消毒車を配車して、寝具(布団)の乾燥消毒を年12回(うち1回は水洗い)行います。	・身障手帳または愛の手帳をお持ちで寝具の乾燥が困難な人 病院等に入院中の人は除きます。	乾燥消毒 1組150円 敷・掛布団の水洗い 1枚各300円(年1回) 毛布の水洗い 1枚50円(年1回)	
紙おむつの支給	月1回、紙おむつを配送します。	・身障手帳 1・2級の人 ・愛の手帳 1・2度の人 いずれも3歳以上65歳未満の人	月 500円	
無料入浴券交付	公衆浴場で利用できる入浴券を年間52枚まで支給します。	身障手帳・愛の手帳または被爆者手帳をお持ちで、自宅に風呂のない人		
日常生活用具の給付	特殊寝台、特殊便器等を給付します。	・身障手帳 1・2級程度の人 ・愛の手帳 1・2度程度の人 障害種別により給付物品が定められています。	給付、改善等には、基準額があります。また、世帯の前年所得に応じて自己負担があります。	
住宅設備改善	浴場、台所、玄関、便所等の設備改善に伴う器具や設置費等を支給します。	年齢・障害の種別により給付内容が定められています。		
補装具の交付と修理	義肢、装具、車いす、眼鏡、義眼、点字器、補聴器、盲人安全つえ、蓄便袋、蓄尿袋等を交付・修理します。	・身障手帳をお持ちの人 更生相談所の判定が必要な場合があります。	世帯の前年所得に応じて自己負担があります。	
知的障害者(児) 徘徊探索支援	知的障害のある人等が徘徊し居所不明となった場合、電話回線網を利用した24時間体制の探索サービスで、所在を早期に見つけます。	・中度以上の知的障害のある人または自閉症で探索サービスが必要と認められる在宅の障害のある人	月 1,500円	
事業者方式 緊急通報システム	ひとり暮らしなどの障害者が、家庭内で病气や火災などの緊急事態に陥ったとき、あるいは一定時間お手洗いの利用が無い場合に専門の警備員が出勤して安否の確認および救助活動を行います。 ・ペンダント型無線発報器 ・火災センサー(熱感知器) ・ライフリズム(生活活動感知器)	・18歳以上の人で身障手帳1・2級のひとり暮らしまたは障害者のみの世帯 ・ひとり暮らしの特殊疾病の人	月 400円 生活保護受給者および住民税非課税者は無料です。	
聴覚障害者緊急 ファクシミリ通報	事故、緊急等の場合に警視庁へファクシミリで通報できる専用のカードを交付しています。	聴覚または言語機能障害の身障手帳を持ち、自宅にファックスのある人		
配食サービス	栄養のバランスのとれた昼食または夕食を、週4回までご自宅にお届けし、同時に安否の確認をします。	ひとり暮らしや障害者のみの世帯等で食事づくりが困難な人	1食 500円(週4食まで)	

交通費負担の軽減

事業	内容	対象	支給額等	担当課
タクシー利用券の 給付	生活圏の拡大や利便のために、タクシー利用券を給付します。ガソリン代の助成との併給はできません。	・身障手帳 下肢・体幹・視覚1～3級、内部障害1級の人 ・愛の手帳 1・2度の人	年 30,000円 (10月以降新規申請の人は15,000円)	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
ガソリン代の助成	障害者本人または同一生計の人が、本人のために自家用車を使用する場合のガソリン代を助成します。		中型タクシーと同額料金でご利用になれます。	
福祉キャブ(昇降装置付きタクシー)	車いすやストレッチャーのまま乗降できる、昇降装置付きタクシーを運行しています。			
都営交通の 無料バスの発行	都営交通(都営地下鉄・都バス・都電)を利用するとき、無料バスを提示すると料金が無料になります。	・身障手帳または愛の手帳をお持ちの人 ・戦傷病者手帳(特別項症～第6項症・第1款症～第5款症)をお持ちの人 ・原爆被爆者(厚生労働大臣の許可を受けた人および健康管理手当受給者)	本人は無料 介護者も割引になる場合があります。	23区内の都電、都バス、都営地下鉄の定期券発売所(全36か所)
		精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人	手数料 1,000円	
民営バスの割引	乗車するときに身障手帳または愛の手帳を提示すると割引となります。	身障手帳または愛の手帳をお持ちの人とその介護者(介護者は「心身障害者民営バス割引証」が必要です。)	割引率 乗車券 50% 定期券 30%	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670～4 FAX3578 - 2678
有料道路 通行料金の割引	申請により割引証を発行します。手帳と割引証を提示すると割引となります。	・身障手帳所持者が自ら運転する場合 ・身障手帳・愛の手帳(第1種、愛の手帳の場合は1・2度)をお持ちの人を乗せて介護者が運転する場合(営業用を除きます)	割引率 50%	

扶養年金

年金	支給対象	年金額等	担当課
心身障害者扶養年金	障害者の保護者(加入者)が死亡または心身の機能が喪失状態になったとき ・身障手帳 1~4級(平衡・体幹は5級まで)の人 ・愛の手帳 1~4度の人 ・脳性まひ、自閉症、進行性筋萎縮症、精神障害(一定程度以上)の人	[掛金] 加入したときの保護者の年齢により、 月 4,800円~15,600円 [年金] 月 30,000円	障害者福祉課 障害者支援係 ☎内線2670~4 FAX3578-2678

税の減免

事業	内容	対象	担当課
障害者控除対象者認定	税の申告を行う際に、身障手帳等の交付を受けている人以外でこれに準ずるものとして、医師の証明により確認した人を福祉事務所長が「障害者控除」の対象者として認定します。	知的障害または身体障害のある人で、その障害の程度が身障手帳等の交付を受けている人に準ずるものとして医師の証明を提示した人	障害者福祉課障害者支援係 ☎内線2670~4 FAX3578-2678

その他の事業(一部を紹介します。)

事業	内容等	担当課
身体障害者 デイサービス事業	利用者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持改善等を図ることができるように、創作的活動、機能訓練、レクリエーション、入浴等を行い、利用者の自立と社会参加の促進を図ります。	障害保健福祉センター 事業係 ☎5439-2511 FAX5439-2514
機能訓練	身体障害のある学齢児や重複障害等で訓練を行う必要のある区民に、二次的障害を予防し日常生活の維持・改善を図れるように支援します。	
相談事業	センター利用や福祉サービスなどの相談や、障害に関するさまざまな問題について、医師や専門職などの専門のスタッフが各種相談に応じています。	障害保健福祉センター相談担当 ☎5439-8053 FAX5439-2514
こども療育	18歳未満の乳幼児・児童を対象に、日常生活指導や発達援助(通園)を行いながら、心身の発達を促し日常生活に必要な力の習得を目指します。さらに、それぞれの家庭や地域において充実した日常生活が送れるように支援します。その他、就園児、学齢児には、グループ毎のプログラムに基づき創作やレクリエーションなどの活動を行います。 【通園事業】指定日クラス(0歳~3歳未満)、日々クラス(3歳~就学前)、並行保育(幼稚園・保育園在園児) 【就園児グループ】【学齢児グループ】 【在宅訪問事業】お子さんの健康状態や家庭の事情により通園できない場合は、専門スタッフが、家庭を訪問し、お子さんにとって必要な療育とアドバイスをを行います。	障害保健福祉センター こども療育係 ☎5439-8055 FAX5439-8069
生活・作業訓練事業(通所) 「工房アミ(Ami)」	18歳以上の知的障害者で通所が可能な人に、生活訓練や作業訓練、趣味・レクリエーションを通して自立を促進し、地域や家庭でより充実した生活を送ることができるよう支援します。15歳以上18歳未満の人でも個々の事情により利用することが可能です。	障害保健福祉センター生活作業係 ☎5439-8059 FAX5439-2514
知的障害者授産	18歳以上で知的障害があり、一般の企業等に就職することが困難な人に対し、福祉的就労を提供し、作業、生活、健康等の指導を通して自立した生活の促進を支援します。	障害保健福祉センターワークショップ係 ☎5439-8057 FAX5439-8058
精神保健福祉相談	相談日(予約制)を設けて、専門医が相談をお受けします。また、保健師は随時相談を受けています。	
家族会	こころに病気がある人の家族の集まりです。交流・相談・勉強会などを行っています。参加希望の人は、地区担当の保健師を通してお申し込みください。	健康推進課地域保健係 (保健サービスセンター) ☎3455-4772 FAX3798-4619
デイケア (社会復帰援助事業)	こころに病気のある人が、社会や家庭でより自立した生活を送れるように、レクリエーション・話し合い・創作活動・各種教室等の参加を通して、社会復帰の援助をしています。	
区民保養所の 利用料金の減額	4月1日~翌年3月31日の間に、区民で次の手帳をお持ちの人は、大平台みなと荘・伊東暖香園それぞれ2泊に限り利用料金が減額になります。介護者も減額できる場合があります。 ・身体障害者手帳 ・愛の手帳 ・被爆者健康手帳 ・戦傷病者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	地域活動支援課地域振興係 ☎内線2530~3 FAX3578-2559
成年後見審判申立事業	成年後見制度とは、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な人が、福祉サービスの利用や財産の取引などの契約を行うときに、権利や財産が守られるためのしくみで、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を支援するものです。この後見等開始の審判を裁判所に申し立てる親族等がない場合等に、区長が代わりに審判申立てを行います。	障害者福祉課障害者福祉係 ☎内線2386~9 FAX3578-2678 精神に障害のある人 保健予防課精神保健福祉担当 ☎3455-4702 FAX3798-4619
福祉サービス 利用援助事業	在宅生活をされていて知的障害・精神障害・身体障害・高齢などのため、福祉サービスの利用援助が必要な人(本人の意思で契約できる人)を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、大切な書類などのお預かりを行い、地域で安心して生活できるようお手伝いします。 ・福祉サービスの利用援助 } 1回1時間まで1,000円(1時間を超えた場合は30分までごとに500円を加算) ・日常的な金銭管理サービス } ・書類等の預かりサービス 1か月500円 減免制度あり	港区社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター 「サポートみなと」 ☎3431-2082 FAX3438-2755
障害者就労援助事業	区内在住の働く意欲のある障害者を対象に、一般企業への就職を支援します。 ・職業相談 ・就職前支援 実習や模擬面接など ・就職後支援 職場と家庭との連絡調整・仲間作り・生活相談など また、区内の事業所等に対し、障害者雇用に関する情報提供等の職業相談も行っていきます。	港区障害者福祉事業団 ☎5439-8062 FAX5439-2515

平成18年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の滞納がないこと
65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合

2 次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること
初診日のある月の前々月までに保険料を納めた期間と免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上あること

1 次の(1)~(3)のすべての条件にあてはまれば請求できます。
(1) 国民年金に加入している間に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある病気が、障害になったとき。ただし、60歳以上65歳未満で日本国内に居住していれば、加入をやめた後の病気やけがによるものでも受けられます(他の基礎年金の受給者は除く)。
(2) 障害認定日(障害の原因となった病気・けがの初診日から1年6か月を経過した日または症状が固定した日)に、国民年金の障害等級表(表2)の1級2級の障害の状態にあること
(3) 次のいずれかの保険料納付要件を満たしていること

20歳以降に初診日のある病気やけがで障害の状態になったときに請求できます。

障害基礎年金は、国民年金の加入期間中または20歳以前に病気やケガで重い障害の状態になったときに請求できます。

表2 障害等級表

1級(障害等級の一部を掲載しています)
・両眼の視力の和が0.04以下の人
・両耳の聴力レベルが100デシベル以上の人
・両上肢の機能に著しい障害を有する人
・両下肢の機能に著しい障害を有する人
・体幹の機能に座っていることができない程度、または立ち上がることができない程度の障害を有する人
・身体の機能の障害または長期の安静を要する病状が同程度以上で、介護なしに日常生活をすることができない程度の人
・精神の障害であって、同程度以上と認められる人
・その他、障害、病状が同程度以上と認められる人
2級(障害等級の一部を掲載しています)
・両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の人
・両耳の聴力レベルが90デシベル以上の人
・一上肢の機能に著しい障害を有する人
・一下肢の機能に著しい障害を有する人
・体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有する人
・身体の機能の障害または長期の安静を要する病状が同程度以上で、日常生活に著しい制限を受ける程度の人
・精神の障害であって、同程度以上と認められる人
・その他、障害、病状が同程度以上と認められる人

3 所得の制限はありません。
20歳以前(国民年金に加入する前)に病気やけがで障害の状態になった人
20歳になったときに、国民年金の障害等級表の1級、2級の障害の状態にあり、そのときの診断書が提出できれば、20歳になった翌月から支給します。
2 障害認定日が20歳以降のときは、障害認定日の翌月から支給されます。
3 本人の所得により、年金額が半額あるいは全額停止する場合があります。
4 65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合

問い合わせ	国保年金課国民年金係
港社会保険事務所	☎内線2661~6
☎5401	FAX3578
3211	国民年金の第3号被保険者期間に初診日がある人の窓口は社会保険事務所となります。
1	

1 20歳になったときに、国民年金の障害等級表の1級、2級の障害の状態にあり、そのときの診断書が提出できれば、20歳になった翌月から支給します。
2 障害認定日が20歳以降のときは、障害認定日の翌月から支給されます。
3 本人の所得により、年金額が半額あるいは全額停止する場合があります。
4 65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合

年金額	1級	2級
1人目・2人目	99万6300円	79万7000円
3人目以降の子	各22万9300円	各7万6400円

合は、事後重症の請求ができません。
20歳以前(国民年金に加入する前)に病気やけがで障害の状態になった人
20歳になったときに、国民年金の障害等級表の1級、2級の障害の状態にあり、そのときの診断書が提出できれば、20歳になった翌月から支給します。
2 障害認定日が20歳以降のときは、障害認定日の翌月から支給されます。
3 本人の所得により、年金額が半額あるいは全額停止する場合があります。
4 65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合

合は、事後重症の請求ができません。
20歳以前(国民年金に加入する前)に病気やけがで障害の状態になった人
20歳になったときに、国民年金の障害等級表の1級、2級の障害の状態にあり、そのときの診断書が提出できれば、20歳になった翌月から支給します。
2 障害認定日が20歳以降のときは、障害認定日の翌月から支給されます。
3 本人の所得により、年金額が半額あるいは全額停止する場合があります。
4 65歳未満の人で、症状が悪化し、2級以上に該当した場合